

第4回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和5年9月25日（月） 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第 3 号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 議第 24 号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 5 | 議第 25 号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 6 | 議第 26 号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第 27 号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第 28 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 日程第 9 | 議第 29 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 10 | 議第 30 号 | 農業経営基盤の強化の促進に関する指針（基本構想）の見直しに意見を付する件について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

上堀 昌也、鴻巣 明久、川上 富之、清水直喜、野尻 真人、白畑 功詞、陣出 通子、大面 正紀、東野 満浩、丸山 浩一、森田 高見、田中君代、垣内常宏、辻 直司、小井戸 寿尚、牛丸 和久、平井 浩成

○本日会議に欠席した委員

黒木義弘、田村信彦

○本日会議に出席した職員等

事務局長：林篤志、事務局次長：水橋靖、農地主事：森真哉、

書記：三野島孝、小洞雅喜、畜産課長：松井ゆう子、

農地相談員：木戸脇良昭

職務代理	<p>ただいまより第4回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日、議席番号1番の黒木義弘委員、議席番号8番の田村信彦委員より欠席報告を受けています。</p> <p>本日の出席委員は、19名中17名で農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p>
会長	<p>改めまして皆様こんにちは。いい天気が続いていますが、昨日の朝、ハウスの中で13℃、今朝が15℃くらいと急に寒くなった感じがします。体調を崩さないようにしてください。稲の収穫が大部進んでいます。私も稲の収穫をしましたが今年は青実が無く、ハサ干しでも少ししかなかった。また、稲刈りの時期に秋トンボの大群を見ましたが、今までにこのような光景は見たことが無く珍しいと思いました。近所の同時期に稲の収穫をされた方も同じこと言っていました。</p> <p>米コンクール飛騨が今年は10月2日が申込期限となっています。農業委員会も米コンクールを応援していますので、お米の生産者はぜひ出品をお願いします。</p> <p>それでは、総会、協議会につきましては皆様のご協力をお願い申し上げます。本日もどうかよろしくをお願いします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。</p> <p>議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p>

(異議なし)

議 長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 9 番 陣出通子委員と 10 番 大面正紀委員を指名しま
す。

議 長 日程第 2 会期の決定について を議題とします。
会期は本日 1 日といたしたいと存じますが、異議ございません
か。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めまして、会期は本日 1 日と決定いたします。

日程第 3 報第 3 号 農地所有適格法人の報告等について を
議題とします。

事務局の説明をお願いします。

森 農地主事 今回は 3 法人について報告します。
農地所有適格法人につきましては、4 つの要件がございまして、
①法人形態
②事業要件
③構成員要件
④役員要件
について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。
(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有
無、農地の耕種面積、経営状況を説明)
以上 1 件について報告いたします。

議 長 続きまして、日程第 4 議第 24 号 農地法第 3 条の規定による
権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

三 野 島 記
書 記 今回は、4 件の上程です。

それでは農地法3条の申請の説明に移ります。

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・売買・交換の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、4件 田畑 8筆 1,671.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定します。

続きまして、日程第5 議第25号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

三野島 今回は、3件の上程です。

書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明)

以上、3件 田畑4筆 1,272.00 m²についてご審議をお願いい

たします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します

続きまして、日程第6 議第26号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

三 野 島 今回は、13件の上程です。

書 記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)

以上、13件 田 畑 28筆 8,760.91 m²についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの件についてご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第7 議第27号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

		事務局の説明を願います。
三野島書記		今回は、2件の上程です。 (案件について、現況農地でないものの内容を説明)
		以上2件について、ご審議をお願いします。
議長		ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。 続きまして、日程第8議第28号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。委員関連の案件のため2番を後で審議しますので、最初に1番の審議を行います。事務局の説明を願います。
三野島書記		今回は、2件の上程です。最初に1番の案件を説明します。 (相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思有を確認したことを説明)
		以上1番について、ご審議をお願いします。
議長		ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明に意見を付する件については1番について許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、委員関連の2番の審議を行いますので、事務局の説明をお願いします。

三野島 次に2番の案件を説明します。
書記 (相続人が所有する農地のうち、特例農地として適格証明を求める農地の地目、合計面積と現在の耕作内容、今後も耕作を続ける意思有を確認したことを説明)

以上2番について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、相続税の納税猶予に関する適格者証明に意見を付する件については2番について許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第9 議第29号 農地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小洞 本日は2件の上程です。当申請については農業経営基盤強化促進
書記 法第18条第3項による要件に該当しております。
(各案件について(受人ごとに)認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明。)

以上、田畑8筆 4,819.00 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第10 議第30号 高山市農業経営基盤の強化の促進に関する指針（基本構想）の見直しに意見を付する件について を議題とします。
事務局の説明を願います。

高山振興主事 本日は基本構想の見直しについての上程です。
（当基本構想については、高山市農業経営基盤の強化の促進に関する指針の見直しとなり、今回の案件について、1.本指針の概要について、2.変更の理由について、3.主な変更内容について、4.変更点について別紙より説明、5.これまでの基本構想の策定・見直し状況について、6.今後のスケジュールについて を説明。）

以上、農業委員会の意見、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしと認め、高山市農業経営基盤の強化の促進に関する指針（基本構想）の見直しについて、許可相当として意見を付することに決定します。

議長 以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

（発言なし）

それではこれもちまして、第4回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時20分 終了

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

陣出 通子 委員

大面 正紀 委員
